令和７年度　兵庫県立赤穂特別支援学校スクールバス運行管理業務委託仕様書

この仕様書は、スクールバス運行管理業務の大要を示すものであって、受託者は現状に応じ、ここに記載されていない事項については、兵庫県立赤穂特別支援学校長（以下、「発注者」という。）と協議のうえ、誠意をもって行うものとする。

なお、本契約は運転員の提供のみならず、車両の整備、修理、燃料、備品、消耗品等の購入、車両運行管理のための事務手続及び事務処理全般等、車両運行管理全体にかかる請負契約である。また、本県所有のバスを用いた、いわゆる「自家用自動車管理業」であり、道路運送法上にかかる事業許可は不要である。

１　委託業務について

受託者は、仕様書に基づき、法令を遵守し、安全かつ適正に運行の業務等を行うこと。

①　車両の運行に関する業務

ア　受託者は、発注者が作成した運行計画に基づき運行すること。（別紙のとおり）
但し、安全運転の確保等が困難と判断する場合は委託者と協議することとする。

イ　受託者は、この業務に適した運転員（大型自動車第二種運転免許証を保有し大型バスの運転経験を有することが望ましい）を配置すること。また、運転員の病気等に備え、特定の代替運転員を配置し、予め書面にて発注者に通知すること

ウ　運行にあたっては、運行前点検から運行、運行後点検、清掃までを行うこと。

(ｱ) 基準内運行

(i) 生徒登校日における通常の児童生徒の送迎に伴う運行（長期休業期間中における登校日を含む。）　予定日数１９８日

なお、運行日数が予定日数を下回った場合には、別途提示する全車両が登校・下校ともに運行しなかった日数に応じた額を減額する。ただし、バスが車庫を出発後に暴風警報の発令等により休校となった日については運行日として、減額しない。

（参考）令和６年度の基準内運行減額単価
１日あたり５，９８５円

（ⅱ）各学期前、車両変更時等における試走

(ｲ) 基準外運行

上記(ｱ)以外において校外活動等学校長が教育上必要とする活動に係る運行

なお、基準外運行については、別途提示する走行距離に応じた額を委託料に加えて支払する。

（参考）令和６年度の基準外運行単価
１kmあたり106円（軽油）　１kmあたり145円（ガソリン）

②　車両の点検、整備、修繕等の維持管理に関する業務

善良な管理者の注意をもって、車両が完全かつ適切に使用できるよう、点検、整備及び修繕等の維持管理を行うこと。なお、下記の点は、委託業務に含むので、注意すること。

ア　法定点検（車検、３か月点検）

(ｱ) 道路運送車両法その他関連法令等に基づき適切かつ完全に実施すること。
但し、重量税及び自動車賠償責任保険料、法定リサイクル料金については、発注者が負担する。

(ｲ) 受託者において法定点検を実施できない場合は、必要に応じ協議を行い、当該事項に関する再委託を認めることがある。

イ 道路運送車両法等に基づく日常点検を行うこと。

ウ 燃料、オイル等について、購入及び補充を適切かつ完全に行うこと。

エ 車両の整備等について、あらかじめ仕様書において指示したものは、時期等について、学校と協議の上、行うこと。

オ 点検、整備、修繕等の状況は、必要に応じ発注者へ協議するとともに、その結果は書面により発注者へ報告すること。

カ 車両の故障等により運行不能な時は、代替車両により児童・生徒の通学を確保すること。なお、原則、点検・整備等は、発注者と調整し、スクールバスの運行日以外に実施すること。

キ 整備管理者の選任、届出等、法令に基づく必要な手続を行うこと。等

③ 車両の美化に関する業務

車両の内外の清掃を日常的に行い、清潔に保つこと。

④ 上記①～③に付随する業務

2 車両について

(1) 受託者は、発注者が所有するバスを無償で使用することができる。また、発注者が所有するバスは委託業務以外に使用しないこと。

(2) 受託者は、車両管理のための事務手続、事故処理全般等について適正に処理すること。

3 業務の履行について

委託業務の履行にあたって、委託者が別途提示する項目を遵守するとともに、次の事項を守らなければならない。

ア 受託者は、委託業務の完遂を期すため、（運転員のほかに、）管理責任者を置くこと。

イ 管理責任者は、運転員を指揮監督するとともに、特別な委託事項の処理及び、円滑な業務の履行を管理し、発注者との連絡にあたらせること。

ウ 受託者は、運転員に対し、受託者の従業員であることを示す名札を着用するなど、その地位を明確に、業務の迅速かつ適切な遂行を期すること。

エ 管理責任者は、運行開始前に運転員の健康状態を確認するとともに、運転員の呼気をアルコール検知器により検査すること。酒気帯びがあった者は運転に就かせず、酒気帯びのないことを確認した代替運転員を運行にあたらせること。

オ 受託者は、積雪、交通渋滞等による道路状況の変化を常に把握し、安全運行及び正常運行に努めること。

カ 運転員は、障害の実態を正しく理解し、常に児童生徒の状況把握と安全確保に努めること。

キ 受託者は、車両管理確認日誌、車両走行実績及び車両管理報告書により、その業務履行について、発注者の検収を得ること。

ク 発注者は、運転員に著しく不適当と認められる者がある場合、受託者にその交代を求めることができるものとする。

4 緊急時の対応および連絡について

(1) 受託者は、自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、発注者と協議のうえ対応を決定する。

(2) 受託者は、事故及び不測の事態等が発生した場合は、直ちに緊急連絡先に連絡するととも

に、発注者と協議のうえ事故等の処理にあたること。受託者は、安全運行上の問題が生じた場合は、発注者と別途協議すること。

5　経費区分について

委託業務にかかる経費は、受託者が負担すること。また、経費について、発注者が負担するもの等は下記のとおりとする。但し、発注者が負担するものについて、受託者の故意または過失による場合はこの限りでなく、受託者が負担すること。

(1) 車両の維持管理等に要する備品及び消耗品については、下記により行うものとする。なお、本仕様書により指示したものについては、受託者が実施し、経費負担すること。但し、発注者が経費負担を行う場合は、発注者の規定により行うので、必要に応じ事前に協議すること。

① 備品（車両本体から独立し、かつ常備されている標準装備のもの）の購入については、原則として発注者が行い、負担するものとする。

(発注者が実施、負担するものの例)

非常用工具、ジャッキ、三角表示板、フロアマット、シートカバー（クリーニングを含む。）、スペアタイヤ、赤旗、非常灯発煙筒　等

② 消耗品（車両の美観、性能維持等、日常の車両手入れに使用するもの及び燃料）の購入については、受託者が行い、経費負担するものとする。

(受託者が負担するものの例)

用品：ワックス、ガラスクリーナー、ポリッシュクリーナー、洗浄ウォッシャー液、バッテリー、曇り止め、タイヤチェーン等

用具：洗車ブラシ、モップ、ウェス、バケツ、タワシ、ほうき、毛バタキ、脚立ホース等の洗浄用品、消臭用品等

燃料：ガソリン、軽油等

(2) 車両の整備、修繕については、下記により行うこととする。なお、本仕様書により指示したものについては、受託者が実施し、経費負担すること。但し、発注者が実施、経費負担を行う場合は、発注者の規定により行うので、事前に協議すること。

ア　発注者が負担のもの

(ｱ) 車両に係る下記の修繕で、１箇所の見積額が 10 万円（税抜き）を超えるものについて、故障等による機能欠損、低下等が認められ、スクールバスの運行上、影響があると発注者が認めたもの。

A エンジン機構、動力伝達機構、ステアリング機構、前後アクスル機構、排ガス機構、電子制御機構、乗員保護機構、ブレーキ機構、空調機構、タイヤ等本来より車両に付帯したもの。但しタイヤ（スタッドレスタイヤを含む。）の購入、取付け、処分について、仕様書において指示した場合を除く。

B ボディー外板の塗装、剥離、錆、雨漏り及び車両内部のシート等経年劣化によるもの

(ｲ) 児童・生徒の行為に起因する損傷を回復するもの。

イ　受託者が実施、負担するものの例

(ｱ) オイル類（グリスアップオイル、エンジンオイル等）および尿素水（AdBlue）の購入とその補充、交換等

(ｲ) バッテリー、ファンベルト、各種電球、ブレーキパット、ボルト類等消耗摩耗

部品とその交換

(ｳ) タイヤ（スタッドレスタイヤを含む。）の購入、取付け及び処分。但し、仕様書において指示をしたものに限る。

(ｴ) 上記ア(ｱ)Ａ、Ｂのうち、１箇所の見積額が 10 万円（税抜き）以下のもの

(ｵ) 仕様書において、特に指示したもの

(ｶ) その他受託者が必要により設置する機器等及びその維持、撤去費用

(3) 重量税及び自動車賠償責任保険料、法定リサイクル料金については発注者が負担する。

(4) 車両の故障等の緊急時の代替車両に係る経費については、下記のとおりとする。

代替車両にかかる経費については、発注者と受託者は料金等について別途協議するものとする。

6　再委託等について

(1) 受託者は、受託業務の全部を一括して第三者に委託することはできない。

(2) 受託者は、発注者が承認すれば委託業務の一部を第三者に委託することができる。

(3) 発注者は、必要に応じて受託者と協議し、その業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、スクールバス運行委託料から委託に要する経費を減額する。

7　任意保険の加入について

受託者は、下記を最低限とした任意保険に加入すること。

(1) 対人賠償については無制限、対物賠償については１事故につき無制限、人身傷害補償は１人につき3,000万円の任意保険。

(2) 受託者は、保険証券の写しなど任意保険の加入内容等がわかる書類を、発注者へ提出すること。

8　損害賠償

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

9　個人情報の保護について

受託者は、個人情報の保護に関する条例（平成８年兵庫県条例第24号）第12条の規定に基づき、事業者には個人情報に対する安全確保の措置を講じなければならない。（契約書内「個人情報取扱特記事項」参照）

10　見積内容について

入札にあたっては、委託内容に従い、下記の費用を見積の上、入札書を作成すること。

(1) 人　件　費・・・給料・手当・賞与等及び業務従事者の健康管理に係る経費

(2) 燃料油脂等・・・軽油（ガソリン）・オイル交換等・冷暖房等

(3) 車両修繕費・・・法定点検・整備・修繕・消耗品費等

※「スクールバス状況表」に示す令和７年度整備を要する事項等にかかる整備費、摩耗部品の取替え及び車検における消耗品、調整費、各種申請費用（発注者が負担する重量税及び自動車賠償責任保険料、法定リサイクル料金は除く。）を含む。

(4) 諸　経　費・・・事務諸費・任意保険料・一般管理費

下記（「ｽｸｰﾙﾊﾞｽ状況表」に示す令和７年度整備を要する事項等に記載のもの）については、令和７年度に交換（廃棄物処理を含む。）等を委託業務として指示するので、十分注意の上、入札すること。
① エンジンオイル、燃料エレメント等交換
※整備時期等については、発注者と協議の上、決定すること。

11　その他注意事項

(1) 関係書類等に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア　暴力団または暴力団員でないこと、イ　暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ　ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。なお、業務の一部を第三者に委託する場合については、その第三者にも上記誓約書の提出を求めることとする。

令和7年度スクールバス運行計画

県立　　赤穂　　特別支援学校

運行系統名		相生①		相生②		有年		赤穂			
使用車両	車名	いすゞ		いすゞ		日野		いすゞ			
	車種	中型		中型		小型		大型		型	
	仕様	低床･ノンステップ		低床･ノンステップ		リフト付き		低床･ノンステップ			
	型式	2KG-LR290J4		2KG-LR290J4		SDG-XZB50M		2RG-LV290Q3			
	登録番号	姫路200 は 647		姫路200 は 695				姫路200 は 738			
	年式	3年式		4年式		25年式		3年式			
	座席数	28席		28席		24席		84席			
	〔内、補助席等数〕	補助 0席 車椅子 0席		補助 0席 車椅子 0席		補助 0席 車椅子 0席		補助 0席 車椅子 0席		補助 0席 車椅子 0席	
運行距離	1回当たり〈登校時〉	34.7km		33.9km		37.9km		26.5km			
	〔回送距離内数〕	16.1km		14.5km		17.3km		5.0km			
	年間合計	13,706.5km		13,390.5km		14,970.5km		10,467.5km			
		R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数	R7.4.1 見込数	R6.5.1 人数
乗車人数	小学部	10	7	5		8	6	10	14		
	中学部	4	9	8		6	6	17	14		
	高等部	6	5	2		3	7	12	9		
	計	20人	21人	15人	0人	17人	19人	39人	37人	0人	0人
	増減	△ 1		15		△ 2		2		0	
添乗介助員数		2人		2人		2人		3人			
運行状況	始発バス停所在地	相生市本郷町		相生市旭1丁目1-3		赤穂市有年横尾228		赤穂市鶴和			
	バス停数	3か所		4か所		4か所		7か所			
	登校 （月～金）	〔 47分 〕 7:53 ～ 8:40		〔 45分 〕 7:55 ～ 8:40		〔 45分 〕 7:55 ～ 8:40		〔 65分 〕 7:35 ～ 8:40		〔 〕 : ～ :	
	下校	〈月火木金〉 ①〔 47分 〕 14:40 ～ 15:27		〈月火木金〉 ①〔 45分 〕 14:40 ～ 15:25		〈月火木金〉 ①〔 45分 〕 14:40 ～ 15:25		〈月火木金〉 ①〔 65分 〕 14:40 ～ 15:45		〈 〉 ①〔 〕 : ～ :	
	〈曜日〉 〔運行時間〕 （学校から最終停留所まで）	〈 水 〉 ①〔 47分 〕 13:40 ～ 14:27 ②〔 〕 : ～ :		〈 水 〉 ①〔 45分 〕 13:40 ～ 14:25 ②〔 〕 : ～ :		〈 水 〉 ①〔 45分 〕 13:40 ～ 14:25 ②〔 〕 : ～ :		〈 水 〉 ①〔 65分 〕 13:40 ～ 14:45 ②〔 〕 : ～ :		〈 〉 ①〔 〕 : ～ : ②〔 〕 : ～ :	
		〈 〉 ①〔 〕 : ～ :		〈 〉 ①〔 〕 : ～ :		〈 〉 ①〔 〕 : ～ :		〈 〉 ①〔 〕 : ～ :		〈 〉 ①〔 〕 : ～ :	
高速道路等の利用の有無		無		無		無		無			

※「仕様」欄は、ツーステップ、低床・ワンステップ、リフト付等について記入すること。

各コース停留所乗車人員

県立　　赤穂 特別支援学校

相生①

学 校	乗車人数	（内車イス）	高速道路等の入口及び出口	所要時間
相生駅南口	12 名	(0)		
				11 分
相生港	3 名	(1)		
				16 分
浜市	5 名	(0)		
				20 分
	名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
学 校	20 名	(1)		47 分

相生②

学 校	乗車人数	（内車イス）	高速道路等の入口及び出口	所要時間
相生市役所	2 名	(0)		
				5 分
イオンタウン相生	9 名	(1)		
				15 分
坂越港	2 名	(1)		
				8 分
木下集会所	2 名	(0)		
				17 分
	名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
学 校	15 名	(2)		45 分

有年

学 校	乗車人数	（内車イス）	高速道路等の入口及び出口	所要時間
有年コミュニティセンター	1 名	(0)		
				15 分
目坂	1 名	(0)		
				15 分
明神木	7 名	(0)		
				6 分
上仮屋北	8 名	(1)		
				9 分
	名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
学 校	17 名	(1)		45 分

赤穂

学 校	乗車人数	（内車イス）	高速道路等の入口及び出口	所要時間
槙	1 名	(0)		
				19 分
体育館	4 名	(0)		
				9 分
本水尾西	10 名	(0)		
				13 分
ユニクロ前	7 名	(0)		
				5 分
赤穂駅南口	2 名	(0)		
				6 分
塩屋東	8 名	(0)		
				7 分
さくら子ども学園	7 名	(0)		
				6 分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
学 校	39 名	(0)		65 分

	乗車人数	（内車イス）	高速道路等の入口及び出口	所要時間
	名	(0)		
				分
	名	(0)		
				分
	名	(1)		
				分
	名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
学 校	0 名	(1)		0 分

	乗車人数	（内車イス）	高速道路等の入口及び出口	所要時間
	名	(0)		
				分
	名	(0)		
				分
	名	(0)		
				分
	名	(0)		
				分
	名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
	0 名	(0)		
				分
学 校	0 名	(0)		0 分

運行系統図

県立赤穂特別支援学校

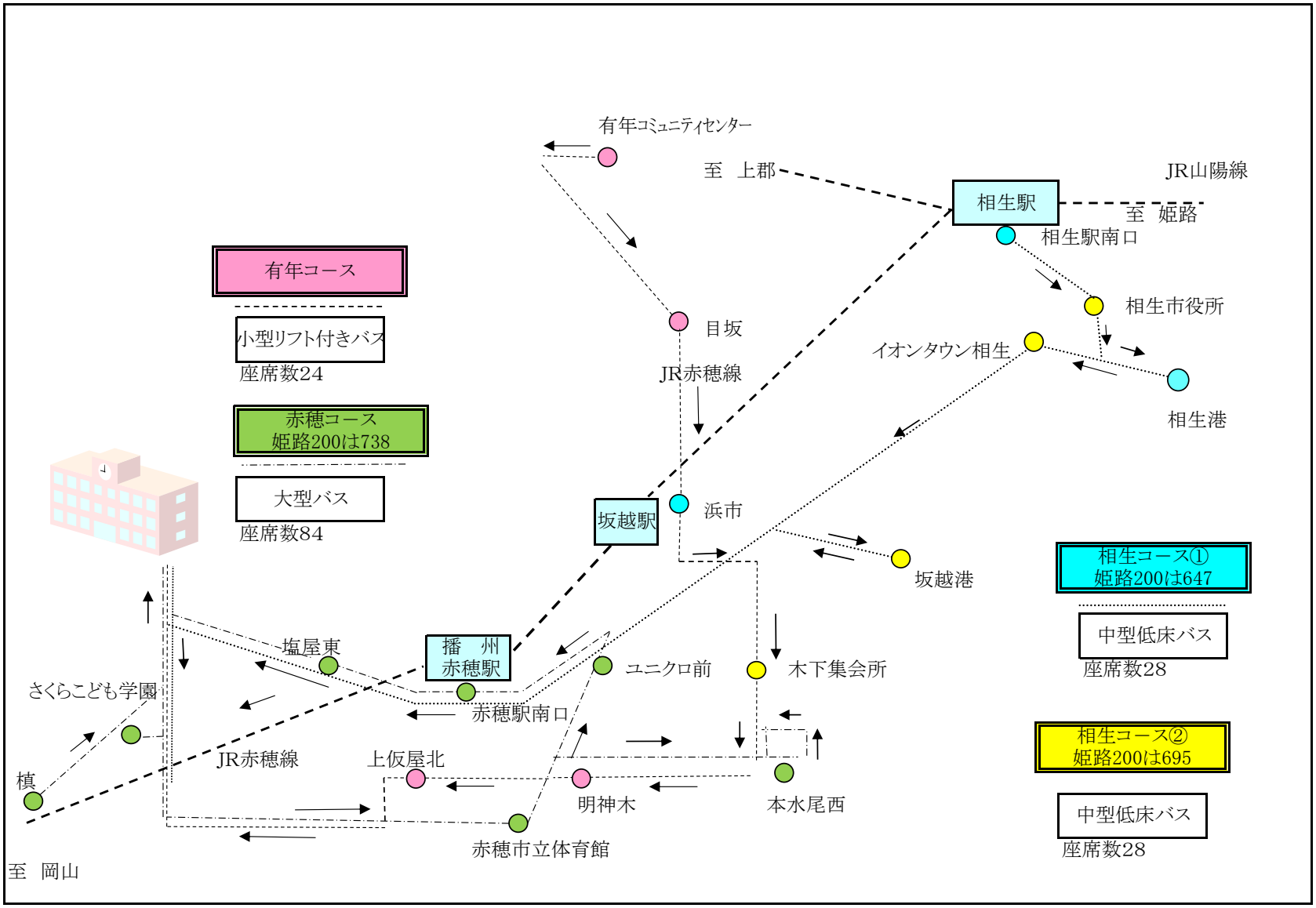

令和7年度　年間運行計画表

4月				5月				6月				7月				8月				9月			
1	火			1	木	○		1	日			1	火	○		1	金			1	月	○	
2	水			2	金	○		2	月	○		2	水	○		2	土			2	火	○	
3	木			3	土	憲法記念日		3	火	○		3	木	○		3	日			3	水	○	
4	金			4	日	みどりの日		4	水	○		4	金	○		4	月			4	木	○	
5	土			5	月	こどもの日		5	木	○		5	土			5	火			5	金	○	
6	日			6	火	振替休日		6	金	○		6	日			6	水			6	土		
7	月		◎	7	水	○		7	土			7	月	○		7	木		◎	7	日		
8	火	○		8	木	○		8	日			8	火	○		8	金			8	月	○	
9	水	○		9	金	○		9	月	○		9	水	○		9	土			9	火	○	
10	木	○		10	土			10	火	創立記念日		10	木	○		10	日			10	水	○	
11	金	○		11	日			11	水	○		11	金	○		11	月	山の日		11	木	○	
12	土			12	月	○		12	木	○		12	土			12	火			12	金	○	
13	日			13	火	○		13	金	○		13	日			13	水			13	土		
14	月	○		14	水	○		14	土			14	月	○		14	木			14	日		
15	火	○		15	木	○		15	日			15	火	○		15	金			15	月	敬老の日	
16	水	○		16	金	○		16	月	○		16	水	○		16	土			16	火	○	
17	木	○		17	土			17	火	○		17	木	○		17	日			17	水	○	
18	金	○		18	日			18	水	○		18	金	○		18	月			18	木	○	
19	土			19	月	○		19	木	○		19	土			19	火			19	金	○	
20	日			20	火	○		20	金	○		20	日			20	水			20	土		
21	月	○		21	水	○		21	土			21	月	海の日		21	木			21	日		
22	火	○		22	木	○		22	日			22	火			22	金	○		22	月	○	
23	水	○		23	金	○		23	月	○		23	水			23	土			23	火	秋分の日	
24	木	○		24	土			24	火	○		24	木			24	日			24	水	○	
25	金	○		25	日			25	水	○		25	金			25	月			25	木	○	
26	土			26	月	○		26	木	○		26	土			26	火			26	金	○	
27	日			27	火	○		27	金	○		27	日			27	水			27	土		
28	月	○		28	水	○		28	土			28	月			28	木			28	日		
29	火	昭和の日		29	木	○		29	日			29	火			29	金			29	月	○	
30	水	○		30	金	○		30	月	○		30	水			30	土			30	火	○	
				31	土							31	木			31	日						
合計		16	1			20	0			20	0			14	0			1	1			20	0
累計						36	1			56	1			70	1			71	2			91	2

10月				11月				12月			
1	水	○		1	土			1	月	○	
2	木	○		2	日			2	火	○	
3	金	○		3	月	文化の日		3	水	○	
4	土			4	火	○		4	木	○	
5	日			5	水	○		5	金	○	
6	月	○		6	木	○		6	土		
7	火	○		7	金	○		7	日		
8	水	○		8	土			8	月	○	
9	木	○		9	日			9	火	○	
10	金	○		10	月	○		10	水	○	
11	土			11	火	○		11	木	○	
12	日			12	水	○		12	金	○	
13	月	スポーツの日		13	木	○		13	土		
14	火	○		14	金	○		14	日		
15	水	○		15	土			15	月	○	
16	木	○		16	日			16	火	○	
17	金	○		17	月	○		17	水	○	
18	土			18	火	○		18	木	○	
19	日			19	水	○		19	金	○	
20	月	○		20	木	○		20	土		
21	火	○		21	金	○		21	日		
22	水	○		22	土			22	月	○	
23	木	○		23	日	勤労感謝の日		23	火	○	
24	金	○		24	月	振替休日		24	水	○	
25	土			25	火	○		25	木		
26	日			26	水	○		26	金		
27	月	○		27	木	○		27	土		
28	火	○		28	金	○		28	日		
29	水	○		29	土			29	月		
30	木	○		30	日			30	火		
31	金	○						31	水		
合計		22	0			18	0			18	0
累計		113	2			131	2			149	2

1月				2月				3月			
1	木	元旦		1	日			1	日		
2	金			2	月	○		2	月	○	
3	土			3	火	○		3	火	○	
4	日			4	水	○		4	水	○	
5	月			5	木	○		5	木	○	
6	火			6	金	○		6	金	○	
7	水			7	土			7	土		
8	木	○		8	日			8	日		
9	金	○		9	月	○		9	月	○	
10	土			10	火	○		10	火	○	
11	日			11	水	建国記念日		11	水	○	
12	月	成人の日		12	木	○		12	木	○	
13	火	○		13	金	○		13	金	○	
14	水	○		14	土			14	土		
15	木	○		15	日			15	日		
16	金	○		16	月	○		16	月	○	
17	土			17	火	○		17	火	○	
18	日			18	水	○		18	水	○	
19	月	○		19	木	入試		19	木	○	
20	火	○		20	金	○		20	金	春分の日	
21	水	○		21	土			21	土		
22	木	○		22	日			22	日		
23	金	○		23	月	天皇誕生日		23	月	○	
24	土			24	火	○		24	火		
25	日			25	水	○		25	水		
26	月	○		26	木	○		26	木		
27	火	○		27	金	○		27	金		
28	水	○		28	土			28	土		
29	木	○						29	日		
30	金	○						30	月		
31	土							31	火		
合計		16	0			17	0			15	0
累計		165	2			182	2			197	2

4/7	試走
4/8	始業式
4/9	入学式
7/18	終業式
8/22	登校日
9/1	始業式
12/24	終業式
1/8	始業式
2/19	高等部入試
3/23	修了式

○2往復（登校＋下校）
◎1往復（登校or下校のみ）

相生①	運行距離1回当り	69	km	年間合計	198	回×	69.4	km＝	13,741.2 km
相生②	運行距離1回当り	68	km	年間合計	198	回×	67.8	km＝	13,424.4 km
有年	運行距離1回当り	76	km	年間合計	198	回×	75.8	km＝	15,008.4 km
赤穂	運行距離1回当り	53	km	年間合計	198	回×	53.0	km＝	10,494.0 km

R7スクールバス状況調査表

学 校 名	赤穂特別支援学校

コース名	メーカー名 型式	登録番号	年式	排気量	R7.1.24時点の 走行距離	基準外運行の状況等	R7年度整備を要する 事項及びその他備考
				(cc)	(km)		
相生①	いすゞ 2KG-LR290J4	姫路200 は　647	3	5,190	63,096	燃費 4.0 km/ℓ　3.0 時間/1回平均 基準外運行年間見込：19 日　28.4 km/1回平均 整備状況：ｴﾝｼﾞﾝ、ｵｲﾙｴﾚﾒﾝﾄ、ﾌｪｰﾙｴﾚﾒﾝﾄ、ｵｲﾙ交換	3ヶ月点検　3回 車検 ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ・ｴﾚﾒﾝﾄ、燃料ｴﾚﾒﾝﾄ交換
相生②	いすゞ 2KG-LR290J4	姫路200 は　695	4	5,190	32,370	燃費 4.7 km/ℓ　3.2 時間/1回平均 基準外運行年間見込：18 日　29.8 km/1回平均 整備状況：ｴﾝｼﾞﾝ、ｵｲﾙｴﾚﾒﾝﾄ、ﾌｪｰﾙｴﾚﾒﾝﾄ、ｵｲﾙ交換	3ヶ月点検　3回 車検 ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ・ｴﾚﾒﾝﾄ、燃料ｴﾚﾒﾝﾄ交換
有年	日野 SDG-XZB50M		H25	4,000	206,530	燃費 6.3 km/ℓ　2.8 時間/1回平均 基準外運行年間見込：6 日　28.5 km/1回平均 整備状況：通常整備点検メンテナンス	3ヶ月毎の整備点検に要する 消耗品の費用は業者側が 負担する
赤穂	いすゞ 2RG-LV290Q3	姫路200 は　738	3	5,190	30,032	燃費 4.1 km/ℓ　3.0 時間/1回平均 基準外運行年間見込：11 日　29.3 km/1回平均 整備状況：ｴﾝｼﾞﾝ、ｵｲﾙｴﾚﾒﾝﾄ、ﾌｪｰﾙｴﾚﾒﾝﾄ、ｵｲﾙ交換	3ヶ月点検　3回 車検 ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ・ｴﾚﾒﾝﾄ、燃料ｴﾚﾒﾝﾄ交換